

## 第4章 ヒズブッラーとイラン・シリア

高岡 豊

### はじめに

ヒズブッラー (Hizbullah) はレバノンで活動する政党・反イスラエル抵抗運動組織であるが、その存在感・影響力はレバノンを越えパレスチナ、シリア、イランの情勢とも連動している。イスラエルに対抗するヒズブッラーへの武器の供給経路を巡る様々な疑惑、イランの核開発問題と関連した軍事的緊張の中でのヒズブッラーの動向についての憶測などが地域情勢とヒズブッラーとの連動の一例であろう。また、レバノンの政治情勢の中では、対立する勢力からシリアやイランの同盟者（あるいは傀儡）としてレバノンの利益に反する活動をしているとの非難を受ける場合もある。このような状況の中、ヒズブッラーの思想・行動指針・実際の活動を観察し、関連する諸問題への影響や状況推移に対する同党の対応を検討する必要性は高まっている。本稿執筆の契機となったイランについての研究会でヒズブッラーの存在が検討課題の一つとして挙げられていることも、ヒズブッラーを分析することへの需要が高まっていることの証左と言える。

ヒズブッラーに関する観察・分析を行う上では、概ね二通りの方法論が取られているとすることができる。一つは、ナスルッラー書記長 (Hasan al-Naṣrillāh) をはじめとする幹部の言動をはじめとするヒズブッラーの日常的な活動や発言、それにまつわる各方面からの反応を詳細に追跡することによってヒズブッラーの活動の状況や方針を解明する方法である。もうひとつは、ヒズブッラーの綱領や同党の思想の基幹をなす文書を分析することにより、ヒズブッラーの活動や今後の動向を解明する方法である。この両者を比較した場合、ヒズブッラー自身が日常的に広報・情報発信を行う組織を備えていること<sup>1</sup>、報道機関を通じてヒズブッラーや幹部の動静や、これらに関する分析や論評が盛んに報じられていることから、前者の情報量が豊富である。一方で、日常的な動静や論評だけを情報源とすることでヒズブッラーについての考察や分析も場当たりの作業になる恐れがある。そこで、本稿では二

つの方法論のうち後者を重視し、ヒズブッラーのイデオロギーや思想について同党やその幹部が発表した主要な文書を基に同党を取り巻くレバノン国内・中東地域の諸問題に関する動向の方向性を考察することとしたい。そのため本稿は、第一にヒズブッラーの綱領である『公開書簡』(al-Risāla al-Maftūḥa)を中心に、諸問題に対する同党の立場の基盤を分析する。次いで、2009年11月に発表された『政治文書』(al-Wathīqa al-Siyāsīya)を用い、ヒズブッラーが近年の情勢変化や最近の問題にどのように対応したかを明らかにする。そのうえで、考察部分でヒズブッラーの成功とその限界、今後の課題について筆者の見解を述べる。

## I. 『公開書簡』から読むヒズブッラーの世界観

『公開書簡』はヒズブッラーの綱領的文書であり、基礎的な文書を用いてヒズブッラーのイデオロギーや思想を分析する上で、決して無視できない資料である。同書は、1985年2月16日に発表され、ヒズブッラーはこの文書の発表によって初めてその存在を公にした。すなわち、『公開書簡』の発表により、それまでレバノン各地に存在したシーア派の慈善団体・教育組織・対イスラエル武装抵抗運動の様々な団体のいくつかが世界観・目的を同じくする一つの運動体だということが明らかになったのである。本稿の関心事項であるイランとヒズブッラーとの関係という文脈では、以下の点について『公開書簡』の主張を検討することが有益である。第一は、「ヒズブッラーは自らを何者と規定し、何を代表してどのような敵と闘おうとしているのか」、第二は、「ヒズブッラーは法学者統治論やイスラーム共和国の樹立についてどう考えているのか」、第三は、「ヒズブッラーは現代のレバノンの政治体制についてどのような立場をとるのか」である。この3点について以下の諸節で分析する。一方、『公開書簡』はそれほど長くないイデオロギー的な立場表明の文書なので、具体的な事例についての解説、詳細な説明が必要となる箇所がある。そのような点を補足する資料として、長年ヒズブッラーの副書記長を務めているナイーム・カーシム(Na'im Qāsim)の著作が挙げられる。カーシムは著作の中で上に挙げた諸問題についても解説しており、本稿でも適宜引用する。

## 1. ヒズブッラーの自己規定、闘う相手

『公開書簡』で、ヒズブッラーは「我々」が何者であるかについて、「レバノンにおけるアッラーの党派のウンマ」、「イスラームの啓典を順守するウンマ」[高岡 2008.8,14]と述べ、自らをレバノンのイスラーム運動であると規定している。その一方で、「我々は、イスラームという強固な信条・政治的紐帯で全世界のムスリムと結ばれたウンマである。」、「ここから、アフガンであれ、イラクであれ、フィリピンであれ、ムスリムを害するものは、我々が不可分の一部となっているイスラームのウンマを害するものに他ならない」[高岡 2008.8-9]、としてイスラーム世界全体の一部であると主張している。さらに、『公開書簡』は基本的に「被抑圧者 (al-Mustaḍ‘afūn)」に対する呼びかけという形を取っており、レバノンのシーア派による対イスラエル抵抗運動という運動の実態以上に大掛かりな自己規定を行っている。

闘争の相手についても、イスラエルをイスラーム世界における米国の橋頭保とみなし[高岡 2008.19]、これを消滅させるべきと主張している。しかし、自らを世界の被抑圧者の戦線的一端とみなすヒズブッラーにとって、闘うべき真の相手は「世界的傲慢 (al-Istikbār al-‘Ālmi)」である。これを代表する国が米国にあたるが、『公開書簡』発表当時は東西冷戦の終結前だったため、米国などの西洋諸国とともにソ連などの東側陣営もそのイデオロギ的価値を否定されている[高岡 2008.18-19]。

## 2. 法学者の統治、イスラーム共和国

実現のための具体的な措置をほとんど取っていないにもかかわらず、ヒズブッラーは法学者統治論を信奉し、イスラーム共和国の樹立を目指すことを『公開書簡』で公言している。この点は、同党がレバノンの利害関係や独自の判断で行動するのではないイランの傀儡であるとか、イランが他の革命を輸出するための橋頭保であるとの非難を浴びる根拠となる。例えば、法学者統治については「我々は、公正かつ賢明な単一の指導部の諸般の指令を遵守する。この指導部は、ワリー・ファキーフに代表され、現在は指導的イマームで、ムスリムたちの革命を引き起こし、彼等の偉大な再興をもたらした大アーヤトッラーのルーフッラー・ムーサウィー・ホメイニーによって具現化

されている」[高岡 2008.8]と述べ、ホメイニー師が指導する法学者による統治に服することを公言している。なお、ヒズブッラーは、ホメイニー師の死後はイランと同様にハーメネイ師を後継のワリー・ファキーフとした。[Qāsim 2002. 273]は、1992年の国会議員選挙に参加することを決定する際に、ワリー・ファキーフであるハーメネイ師に問い合わせたことを明らかにしている。

一方、イスラーム共和国の樹立については、「レバノンにおける我々の目的」の一つとして「我らが人民全員が、運命を決定できるようにする。人民に、完全な自由の下で望みの統治体制を選択できるようにする。」[高岡 2008.13]ことを掲げつつ、「我らが人民にレバノンにおける統治体制を自由に選択させた場合、イスラームに代わるものがあるとは考えられない。」[高岡 2008.15]と主張している。この主張によると、レバノン内戦のさなかだった『公開書簡』発表の時期でも、軍事的にレバノンを制圧してイスラーム共和国を樹立する意図は否定されているように読める。しかし、それと同時にヒズブッラー自身がイスラームによる統治への志向を持ち続けていることを示している。

### 3. 不正な政治的宗派体制

ヒズブッラーがイスラーム共和国の樹立を志向する理由の一つに、現在のレバノンの政体、すなわち政治的宗派体制を不正なもののみならず認識がある。『公開書簡』は、「1. 現行の体制は世界的傲慢が作り出したものであり、イスラームに敵対する政治地図の一部である。2. 現行の体制は根本から不正であり、これについてのいかなる改革も無益である。」[高岡 2008.15]と述べており、レバノンの政治体制は敵の一部であり完全に打破すべきだとの立場を取っている。このような立場は、レバノン内戦終結後のターイフ合意の承認、レバノンの国会議員選挙参加をめぐるヒズブッラーの内部で少なからぬ葛藤を生み出した。しかし、現在のヒズブッラーは、当初不正であると断じたレバノンの政治的宗派体制が残存する中で閣僚を輩出するまでになっている。これについては、[Qāsim 2002. 267-285]で補足的な立場説明がされているが、ヒズブッラーによる議会・政府への参画は政治的宗派体制の現状維持を意味するのではないとの留保を付した上で、参画の利点として議会や政府を抵抗

運動の政治的論壇にすることができることを挙げている。そして、ヒズブッラーの優先事項は抵抗運動であり、政治参加により抵抗運動に新たな深みを与えることができると主張している。すなわち、ヒズブッラーにとっては抵抗運動の継続こそが第一優先事項であり、それを危険にさらさないためにレバノンの政体変革については具体的な行動を起こさないでいると言える。

## II. 変わるヒズブッラー、変わらぬヒズブッラー

前節で見たとおり、ヒズブッラーは『公開書簡』を綱領として掲げる一方、同党の結党後の情勢の変化に対応した新たな活動や立場についてはカーシム副書記長の著述活動で説明を行ってきた。しかし、カーシム副書記長による逐次的な説明は、ヒズブッラーの活動の指針を示す資料としての正当性の面で物足りない存在である。ヒズブッラー自身も、2000年以降一時『公開書簡』の「改定」を検討していた模様である。このような文脈で、2009年11月にヒズブッラーの政治的立場の指針として発表された『政治文書』(al-Wathīqa al-Siyāsīya li Hizbllāh) は、ヒズブッラーにとっては綱領の改定に相当する重要資料ではないのかと注目された。その一方で、カーシム副書記長は「我々は、我々の立場は公開され、全てにおいて明確であると考えている。(新しい公開書簡を発表したとしても) それは新規の公開書簡ではなく、党が諸局面でとった様々な立場を調整する営みとみなされるものにすぎない。」[Abū al-Nāṣir 2003.216]と述べている。ここから、分析者が『政治文書』にヒズブッラーの綱領(=『公開書簡』)の改定や更新としての意義があると考えても、その内容は『公開書簡』が掲げた世界観や目的を大きく変えるものとみなすのは過大評価だと言える。すなわち、『政治文書』はあくまで近年のレバノン内政・外交、同国を取り巻く地域情勢についての立場表明であり、ヒズブッラーが何故闘争を行うのか、どのようなイデオロギーを信奉するのか、等の世界観と基本的な思想信条については触れられていないのである。ここから、『政治文書』はヒズブッラーが時間の経過や状況の推移によってどのように変化しているのか、また、『公開書簡』やカーシム副書記長の著述のどのような要素を継承しているのかを知る上で貴重な資料となっている。

## 1. レバノンの政治体制への関与の変化：政治的宗派体制と全会一致式民主主義

ヒズブッラーが、イスラーム共和国の樹立や政治的宗派体制の解体という大目標を棚上げする形でレバノンの政治に関与を深めてきたことは前節で指摘した。『政治文書』は、政治的宗派体制こそレバノンの政治体制の根本的問題であり、正しい民主主義を実現する上での障害であると主張しつつ、「レバノン人が対話によって政治的宗派体制を廃止するまでは政治的宗派体制が存続し、同体制が続く間は全会一致型の民主主義がレバノン統治の基本的な原則となる。」と述べている[Hizbllāh 2009.12]。この立場は、ヒズブッラーが依然として政治的宗派体制の解体を標榜していることを確認した上で、「対話」と「全会一致」に参加することによりレバノンの統治に参画する意向を表明したものととれる。一方、『政治文書』では政治的宗派体制を廃止した後の体制について、イスラーム体制を連想させる表現を用いていない。『公開書簡』で示された、正しい民主主義が実現する＝レバノン人が自らの意思で政治体制を選択できるならばイスラーム体制が選択される、との見通しは、ヒズブッラー内部での確信として保たれるのであろう。

## 2. イラン、シリアとの関係について

『公開書簡』では言及されなかったシリアとの関係について触れている点は、『政治文書』の中で注目すべき点である。これは、『公開書簡』発表の時点では、レバノン内戦に介入し様々な内戦当事者と合従連衡を繰り返したシリアとの関係が定まっていなかったことに対し、内戦終結後、特にシリア軍のレバノン撤退（2005年）後にヒズブッラーが「親シリア派」の代表格としてレバノン内外で政治的発言力を増したことを反映している。『政治文書』は、「我々は、レバノンとシリアとの間の特別な関係を保持する必要があることを確認する。この関係は、両国が政治・安全保障・経済面で共通の需要を持つことに特徴づけられる。両国・両人民の利益、そして地政学上の必要性、レバノンの安定のための責務、共通の脅威に対抗すること、が両国共通の需要を決定する。同様に、我々は近年両国の関係を覆う否定的雰囲気を終わらせ、両国の関係を可能な限り早期に正常化させるよう呼びかける。」と述べて

いる[Hizbllāh 2009.16]。また、イスラエルに対するシリアの立場と、同国による反イスラエル抵抗運動支援を称賛している[Hizbllāh 2009.15]。ここから、ヒズブッラーはイスラエルとの対抗とレバノン安定という二つの側面からシリアとの関係を重視するようになったことが分かる。

『政治文書』でのイランとの関係についての言及は、イスラーム諸国との関係という外交的な文脈に限られている。そこでは、イスラーム諸国と全面的に協力することが重要であるとの文脈でイランをイスラーム諸国の中心的存在であると主張している[Hizbllāh 2009.16]。また、「一部のアラブの者がイランのイスラーム共和国との相違を作り出していることは、自らとアラブの大義を損なうことである。このような行為は、イスラエルと米国を利するのみである。」[Hizbllāh 2009.17]とし、米国によるイラク侵攻以降目立つようになった一部アラブ諸国によるイランやシーア派敵視を批判している。このような立場は、被抑圧者としてのアラブ・イスラーム勢力が米国とイスラエルに対抗しているというヒズブッラーの世界観を継承するとともに、近年の地域情勢の推移についてのヒズブッラーの見解を示したものと言える。その一方で、『政治文書』では『公開書簡』にある「イランは、世界における中心的イスラーム国家の中核を改めて設立した。我々は、公正かつ賢明な単一の指導部の諸般の指令を遵守する。」[高岡 2008.8]のような、自らがイランの指導下にあることを連想させるような表現が用いられていない。その意味では、イランとヒズブッラー・レバノンとの関係についての表現は、ヒズブッラーをイランの傀儡視するレバノンの一部や周辺諸国からの非難を意識したものとなっている。しかし、『政治文書』には法学者統治やワリー・ファキーフについての言及が一切無いため、これらについては『公開書簡』やカーシム副書記長の著述で示された立場を継承しているとみられる。従って、『政治文書』は、ヒズブッラーはイランの支配下にあり、イランの指示を受けて行動しているとの類の非難や疑念を払拭するような文書ではない。

### 3. 「抵抗運動」の定義

『政治文書』は、ヒズブッラーが行う「抵抗運動」や、そのための武装の意義について興味深い解説をしている[Hizbllāh 2009.1-3]。この解説では、ヒズブッラーの武装闘争が、結党当初のイスラエルによる占領の排除、1993年と1996年のイスラエルによる大規模攻勢の迎撃、2000年のレバノン被占領地の大半の「解放」、2006年のイスラエルとの戦闘という様々な段階を経て性質を変化させてきたと述べている。すなわち、同党の「抵抗運動」と武装の意義は、イスラエルがレバノンの大部分を占領していた当時の攻撃・解放の武力から、南レバノンでの戦闘やイスラエルとの社会資本・入植地攻撃を巡る駆け引きが中心課題となった1990年代は均衡・対決のための武力へと変化したのである。さらに、イスラエルによる占領地がほとんどなくなった2000年代には、2006年夏の戦闘にみられたような大規模な攻撃や侵攻をいかに防止・迎撃するかという点が重視され、ヒズブッラーは自らの抵抗運動と武装を抑止・防衛のための武力であると解説している。ヒズブッラーが抵抗運動と武装についてこのような解説をする理由については次節で検討するが、戦闘の場であった被占領地がほとんどなくなったこと、イスラエルとの全面対決はヒズブッラー自身だけでなくレバノンの社会・経済にも甚大な被害を及ぼすことを考慮すれば、ヒズブッラーが抵抗運動の定義と武装の正当化を重大な課題と認識していることが分かる。この点については、カーシム副書記長が再三「抵抗社会」という概念を用いて経済・文化・福祉活動を通じて武装闘争だけでない総力戦としての抵抗運動を担う社会基盤作りを唱えており、この「抵抗社会」がイスラエルとの直接対決をためらわざるを得ないヒズブッラーの行動を理解する上でカギとなる思想である。

### III. 考察

本節では、現在の環境の中でヒズブッラーが目指していることや、ヒズブッラーの振る舞いや存在に影響を与えるであろう状況の推移について考察する。ヒズブッラーは、2006年夏のイスラエルとの戦闘、2005年以降のレバノンの与野党対立の中で「勝利」をおさめたと考えられている。その結果、政治軍事的にレバノンだけでなく東地中海地域全体にイランの影響力が伸長した

との主張も見られるようになった。しかし、カーシム副書記長が様々な状況や新たな課題に合わせて行っているヒズブッラーの見解や思想上の立場説明・修正の努力や、『政治文書』の発表は、この「勝利」やイランの影響力拡大を額面通りにみることができないことを示している。すなわち、ヒズブッラーは「勝利」したにもかかわらず依然として重大な課題に直面し続けており、こうした課題への対処が同党の命運を決するのである。以下では、ヒズブッラーが収めた「勝利」と同党が直面する限界について述べる。

## 1. 軍事的勝利と限界

2006年にイスラエルからの攻撃をしのぎ、2008年にレバノン国内で対立する与党陣営の私兵を武力制圧したことにより、ヒズブッラーの武力はイスラエルや米国ですら容易に手をつけられない存在となった。そして、その武力を背景にしたヒズブッラーの威信は、同党がレバノン国内で強い発言力を享受するよりどころとなっている。しかし、実際にはヒズブッラーの軍事的「勝利」は極めて危うい状況の中を綱渡りで進むような状況である。ヒズブッラーが軍事力を維持し続けることは、レバノン内戦が終結し他の内戦当事者諸派が表面的には武装を解除して以来、レバノン内外で問題となり続けてきた。2006年夏のイスラエルによるレバノン攻撃には、ヒズブッラーが武装し続けることについての疑問をレバノン内外の世論に提起し、同党の政治的立場を弱める狙いもあったと思われる。この攻撃をしのぎ、レバノン内外である程度の威信を確立したことにより、一見ヒズブッラーの立場は強まったように見える。だが、2006年夏以降ヒズブッラーがイスラエルに対する武装抵抗運動を従来通り続けることは不可能となったというのが実態である。この戦闘を止めるために国連安全保障理事会が採択した決議1701号により、ヒズブッラーがイスラエルに対して行使する武力は、どのような理由であれ安保理決議に反する行為とみなされるようになった。すなわち、ヒズブッラーやその後ろ盾であるシリアやイランが標榜する、侵略と占領に対して「抵抗する権利」が、安保理によって明確に否定されたのである<sup>2</sup>。

ヒズブッラーが前節で述べたような形で「抵抗運動」を定義するようになった理由には、以上のような「抵抗運動」による武力行使に対する国際的な

環境が一段と悪化したことが挙げられる。また、部分的であったとしても、「イスラエルに抵抗する」ために擁していた軍事力をレバノン国内の政争に決着をつけるために行使したことは、ヒズブッラーの武装に対する対抗勢力側の疑念と批判を一段と昂じさせた。このため、ヒズブッラーを取り巻く環境は、先制攻撃として武力行使する道は最早閉ざされたと言っていいほどに悪化しているのである。そして、ヒズブッラーはこうした環境の中でも自らの「抵抗運動」とそのための武装を正当化するため、『政治文書』で「抵抗運動」の武力の意義を定義したのである。『政治文書』の中で自らの武装を抑止のための武装と定義したことにより、ヒズブッラーが実際に武力を行使する可能性はかつてなく低下した。現在、ヒズブッラーが第一の優先事項として守りたい「抵抗運動」とは、イスラエルを迎撃したり、攻撃したりする行為ではなく、武装そのものとなったのである。

## 2. 「抵抗社会」の建設

ヒズブッラーが言う「抵抗社会」とは、レバノンに暮らす個々人が自らの能力の範囲で、自発的にイスラエルに対する抵抗に挺身し、社会の総力を挙げてイスラエルからの脅威に対抗する体制を構築することである。「抵抗社会」で個々人が従事すべきことは軍事活動だけではないし、「抵抗社会」の構成員はヒズブッラーの支持基盤であるベイルート南郊・ベカー高原・南レバノンのシーア派住民だけではない。そうではなく、「抵抗社会」とは、レバノンの全ての宗派・政治勢力・個人をヒズブッラーの「抵抗運動」に積極的に参加せしめるために唱導された概念であり、「抵抗社会」が構築された暁にはレバノンの国益や社会的な利害関係は全てヒズブッラーのそれに強く共鳴することが期待されているのである。これは、内戦終結後に国政選挙などに参加することを通じてレバノンの法的制度の中で正統性を確立しようとした営み＝ヒズブッラーのレバノン化に対し、レバノンの利害関係そのものをヒズブッラーの中に取り込もうとする営み＝レバノンのヒズブッラー化とも呼ぶべき壮大な試みである。「抵抗社会」が完成すれば、おそらくレバノンの政治的宗派体制も、レバノンに対する外部からの「干渉」も、大方は解消されレバノンが一体となってイスラエルに対抗することができるだろう。

しかし、「抵抗社会」の建設と、ヒズブッラーが自らの「抵抗運動」を維持することとの間には越えがたいカベがあるのも事実である。例えば、[Qāsim 2002.81-90]はヒズブッラーが人間の性質が多様である（＝ヒズブッラーのイデオロギーや指針に対する忠実さがまちまちである）ことを前提として同党とその周囲の傘下の団体、提携団体、協力者をいかに組織化するかという課題に取り組んだ論考であるが、ここでは指導部やヒズブッラーの中核構成員を最も内側の円とする複数の同心円を描き、ヒズブッラーによる管理・統制の度合いが下がるにつれて傘下の団体→協力団体→支持者…という具合に提携先を同心円の外側に配置してヒズブッラーとその協力者の範囲を拡大しようとしている。これに従うと、例えば法学者の統治論のような核心的なイデオロギーに従うことができない者は、厳密にはヒズブッラーの中核と利害関係を共にできないことになる。すなわち、いかにヒズブッラーがレバノン社会との利害関係の一致に努めたとしても、ごく基本的な部分でそれに加わることができない人々が非常に多いということである。さらに、ヒズブッラーが「抵抗運動」組織として高度な秘密性・諜報に対する防御を維持する限り、やはり彼らの活動にレバノン社会を完全に取り込むことには無理がある。ヒズブッラーは、今後も自らの組織的凝集力とレバノン社会に向けた開放性との間の矛盾に対処し続けなくてはならない。

### 3. 政治的宗派体制との関係

現在、ヒズブッラーは、『公開書簡』にて不正で解消すべきと謳った政治的宗派体制に基づくレバノンの統治体制への参加・関与を強めてきた。[Qāsim 2002.270-271]は、同党がレバノンの体制に参加することについて、「抵抗運動」を擁護するための参加であると説明している。すなわち、国会をはじめとするレバノンの政治体制内で一定の役職や権限を確保することにより、ヒズブッラーの武装や「抵抗運動」を解除・解体しようとする動きが具体化するのを防止することこそがヒズブッラーの体制参加の目的なのである。そして、現行の体制下でレバノンの政治への参加実績を重ねるにつれ、ヒズブッラーの行動に政治体制についての現状維持志向が見られるようになった。『政治文書』では「国家と政治体制」と題する項目でレバノンの政治体制に

ついて論じている[Hizbīlāh 2009.11-13]。この項で注目すべき点は、「真の民主主義を適用するには、政治的宗派体制の廃止が基本条件である」として『公開書簡』以来の主張を継承する一方で、「レバノン人が対話によって政治的宗派体制を廃止するまでは政治的宗派体制が存続し、同体制が続く間は全会一致型の民主主義がレバノン統治の基本的な原則となる。」と述べている点である。ここでいう「全会一致型民主主義」とは、2005年以来の与野党対立を収束させ、サアドドディーン・ハリリー（通称サアド・ハリリー。 Sa'ad al-Dīn al-Ḥarīrī）内閣の組閣に至る過程での、全政治勢力の合意、少なくとも国会や閣議の3分の2を押さえることができる主要な政治勢力間で合意により重要事項を決定する手法を指すと思われる。現在のレバノンの政治情勢では、どの政治勢力・院内会派も国会や閣議で3分の2以上を制することは不可能なので、この手法をとるとヒズブッラーを含むレバノンの主要政治勢力の全てが事実上の拒否権を握ることになる。すなわち、ヒズブッラーは政治的宗派体制を存続させ、全会一致型民主主義を主張することにより、同党の武装や「抵抗運動」についての議論で拒否権を行使する、または議論そのものを不可触の存在として棚上げすることに成功したのである。

主要な政治勢力が各々拒否権を握り、レバノン国家全体にとっての重要事項でも自派に不利益をもたらすとなればその件についていかなる決定も行わせない、という現在のレバノンの政情は、ヒズブッラーを含む全ての当事者がレバノン国家の行く末についての責任を放棄している状態にある。そして、この状態は、『公開書簡』が標榜したレバノン人民が体制を自由に選択できるようにする、とのヒズブッラーの理念とは本質的に相いれないものである。政治的宗派体制の廃止は、内戦を終結させる基礎となったタイプ合意でも謳われているが、そのための協議は今日に至るまで何ら進捗していない。要するに、ヒズブッラーはレバノン国家に対する責任を放棄しつつ拒否権だけを握り、その結果同党の最優先課題である「抵抗運動の擁護」を達成しているのである。この状況は、ヒズブッラーにとっては快適な状況だと言えるだろう。しかし、ヒズブッラーはこの快適な状況の代償として、同党が発足以来掲げている政治理念との間の大きな矛盾を抱え込むことになったのである。

#### 4. イラン・シリアとの関係

2010年2月25日、ナスルッラー書記長はシリアを訪問、同国のアサド大統領、シリアを訪問中のイランのアフマディーネジャード大統領とともに預言者聖誕祭の礼拝に出席した。前節で『政治文書』中でのシリアやイランとの関係についてのヒズブッラーの見解を取り上げたが、シリアとの関係をアラブ諸国との関係、イランとの関係をイスラーム諸国との関係で論じているものの、ヒズブッラー自身、或いはレバノンの外交関係に関するヒズブッラーの立場は、米国・イスラエルを中心とする「傲慢勢力」と「世界の被抑圧者」との闘争という世界観に貫かれている。ダマスカスでヒズブッラー、シリア、イランの首脳が一堂に会したことには、この三者が米国・イスラエル・親米諸国に対し、中東で対抗する彼らの世界観や状況認識を体現する意味があった。

シリアの外交的な目標、対米関係、中東諸国への政策は本稿の主題ではないので、ここで詳細に論じることを避けるが、シリアが2003年以来の米国からの圧力をイラン・ヒズブッラーとの連携を最大限活用してしのいだことを考えると、シリアにとってヒズブッラーは一時的・功利的な存在ではないと思われる。つまり、シリアにとってヒズブッラーは、同国が米国・イスラエルに対抗して東地中海地域の大国の地位を占めようとする限り、手を切ることが難しい相手なのである。ヒズブッラーにとっては、近年同党も米国・イスラエルと対抗する上でのイデオロギー上の軸の一つにアラブ性を掲げるようになっているため、シリアとの関係は単なる補給や政治的支援を越えた重要性があると考えられる。米国・イスラエルとの対抗という利害関係を共有する限り、ヒズブッラーとシリアとの関係も当座維持される可能性が高い。

一方、ヒズブッラーとイランとの関係は、法学者統治論やワリー・ファーフのような宗教的な信条によって結びついているため、両者の絆は非常の強固であろう。それ故、2009年の大統領選挙を契機とするイランの内政の混乱がヒズブッラーにどのように影響するのかが問題となる。最近のイラン情勢に関するヒズブッラーの見解を『公開書簡』以来の世界観に沿って類推すれば、「被抑圧者」の指導的立場にあるイランが「傲慢勢力」の攻撃を受けているとの見解をとるのが自然であろう。しかし、イランの大統領選挙やその

後の同国の情勢推移について、ヒズブッラーや同党の系列報道機関からは特に反応や論評が無いのが実情である。この状況は、ヒズブッラーが「ヒズブッラーのレバノン化」、さらには「レバノンのヒズブッラー化」とまで称されるほど自らの存在をレバノンに根付かせる過程で、「ヒズブッラー=イラン」とのイメージの回避に努めてきたこととも関連しているだろう。ヒズブッラーは、近年の積極的な政治参加や、正式な結党前から行ってきた各種の社会・福祉活動によりレバノンでの支持基盤の拡大と存在意義の確立に努めてきた。そのような状況で、同党がイランの利益のために対イスラエル軍事行動のような動きを起こせば、そのような行為はヒズブッラーにとって長年培ってきたレバノン社会の中での地位を喪失させかねない暴挙であろう。しかし、イランの現体制が窮地に陥った際に、ヒズブッラーがこれを支援するとの憶測や懸念は依然として強い。その理由は、イランとの関係についてのヒズブッラーの立場が、『政治文書』やカーシム副書記長の著述活動などによって「ヒズブッラー=イランの傀儡」的な主張を論破したり払拭したりするのではなく、『公開書簡』で示した熱烈なイラン信奉を覆い隠すことに終始してきたことにある。

近年のヒズブッラーは、イスラエルとの対決やレバノンの政争で「勝利」したかに見える華々しい活動をしている。しかし、同党のイデオロギーを示す資料・著述を分析すると、現在の「勝利」や「成果」は様々な矛盾や危うさの上でできたものであり、決して盤石ではないことを指摘して、本稿の結びに代えたい。

## 参考文献

- 青山弘之・末近浩太. 2009. 『現代シリア・レバノンの政治構造』 岩波書店.
- 大塚和夫・小杉泰ほか編. 2001. 『岩波イスラーム辞典』 岩波書房.
- 末近浩太. 2002. 「現代レバノンの宗派制度体制とイスラーム政党：ヒズブッラーの闘争と国会選挙」 日本比較政治学会編 『現代の宗教と政党：比較の中のイスラーム』 早稲田大学出版部.
- . 2005. 「レバノン・ヒズブッラー：『南部解放』以降の新戦略」 『現代の中東』 38: 19-38.
- . 2009. 「抵抗と革命をむすぶもの：レバノン・ヒズブッラーの誕生（1982~85年）」 『立命館国際研究』 22(2): 101-136.
- 高岡豊訳・解説. 2008. 『ヒズブッラーの公開書簡とシャムスディーン師の遺言：ヒズブッラーの世界観と将来』 SIAS Working Paper Series, No. 3, 上智大学アジア文化研究所.
- 高岡豊・溝渕正季訳・解説. 2010. 『レバノン・ヒズブッラーの政治戦略と「抵抗社会」抵抗運動と殉教の語り』 SIAS Working Paper Series, No. 6, 上智大学アジア文化研究所.
- 溝渕正季. 2009. 「寡頭制支配を支える制度的装置としての『選挙』：第18期レバノン国民議会選挙（2009年）の分析を中心に」 浜中新吾編 『中東諸国家運営メカニズムの普遍性と特殊性の析出：地域間比較における現代中東政治研究のパースペクティブ』 CIAS Discussion Paper Series, No. 11, 43-68.  
([http://www.cias.kyoto-u.ac.jp/index.php/cias\\_dp](http://www.cias.kyoto-u.ac.jp/index.php/cias_dp))
- . 2010. 「レバノン・ヒズブッラーの『抵抗社会』：抵抗運動と権力闘争のはざままで」 *AGLOS Journal of Area-Based Global Studies*, 1.
- Abū al-Naṣr, Faḍl. 2003. *Ḥizbīllāh: Ḥaqa'iq wa Ab'ād*. (ヒズブッラー：真実と諸次元) Beirut: al-Sharika al-'Ālamīya li-l-Kitāb.
- Ajami, Fuad. 1986. *The Vanished Imam: Musa al-Sadr and the Shi'a of Lebanon*. London: I. B. Tauris.
- Alagha, Joseph E. 2006. *The Shifts in Hizbīllāh's Ideology: Religious Ideology, Political Ideology, and Political Program*. Leiden: Amsterdam University Press.
- Faḍlullāh, Ḥasan. 1994. *al-Khiyār al-Ākhar: Ḥizb Allāh, al-Sīra' al-Dhātīya wa al-Mawqif*. (もう一つの選択：ヒズブッラー、自伝と立場) Beirut: Dar al-Hadī.
- Harik, Judith P. 2004. *Hezbollah: The Changing Face of Terrorism*. London: I. B. Tauris.
- Ḥizbīllāh. 1985. "al-Risāla al-Maftūha, allatī Wajjah Ḥizb Allāh 'ilā Mustaq'afīm fī Lubnān wa al-'Ālam," (ヒズブッラーからレバノン及び世界の被抑圧者たちへ向けての公開書簡) Beirut. (February 16)
- . 2009. "al-Wathīqa al-Siyāsīya li-Ḥizbīllāh," (ヒズブッラーの政治文書) Beirut. (November 30)
- Mājid, Aḥmad. 2007. *al-Khiṭāb 'ind al-Sayyid Ḥasan Naṣr Allāh: Dirāsa fī al-Binya al-Shakliyya, al-Maḍāmīn, al-Nizām, al-Marji 'īyāt*. (サイド・ハサン・ナスルッラーの演説集：構造・内容・システム・典拠に関する研究) Beirut: Dār al-Ma'ārif al-Ḥikmīya.
- Qāsim, Na'īm. 2002. *Ḥizbīllāh: al-Minhaj, al-Tajriba, al-Mustaqbal* (ヒズブッラー：計画・経験・将来) Beirut Dār al-Hādī
- . 2008. *Mujtama' al-Muqāwama: Irāda al-Shahāda wa Ṣinā'a al-Intiṣār*. (抵抗社会：殉教願望と勝利の創造) Beirut: Ma'had al-Ma'ārif al-Ḥakīmīya

- Saad-Ghorayeb, Amal. 2002. *Hizbu'llah: Politics and Religion*. London: Pluto Press.
- Shams al-Dīn, Muḥammad Maḥdī. 2002. *al-Waṣāyā*. (遺言) Beirut: Dār al-Nahār.
- Sharāra, Waḍḍāḥ. 2006. *Dawlat "Ḥizblāh": Lubnān Mujtama'an Islāmīyan*. (ヒズブッラー国家 : イスラーム社会としてのレバノン) Beirut: Dār al-Nahār.

—注—

<sup>1</sup> フレヒ局マナール (al-Manar)、ラジオ局ヌール (al-Nūr)、週刊誌『アハド』 (al-'Ahd) など。

<sup>2</sup> 安保理決議 1701 号は、ヒズブッラーによる「すべての攻撃」と、イスラエルによる「攻撃的軍事作戦」の停止と、増強したUNIFILとレバノン軍の南レバノン全域への展開、などをその骨子としている。これには、イスラエルにはレバノンに対し「防衛上の理由で」軍事作戦を行うことを認め、それに対するレバノン側からの反撃や防御は認められないとの解釈ができる。